

Lesson 2

税務

第14回

出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

第1問

- 住民税の納税の仕組みについて述べた次の文章の中から、正しいものを1つ選んでください。
- ① 住民税（所得割・均等割）は、その年の12月31日時点での住所地の自治体に納める税金である
 - ② 給与所得者には、毎月の給料から天引きされ勤務先を通じて納税する特別徴収制度が設けられている
 - ③ 給与所得者以外の者は、市区町村から送付される納税通知書により、年10回に分けて納める

解説

住民税とは、都道府県民税と市区町村民税を合わせた税金の総称で、その住所地の地方自治体から課税される税金です。

住民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、定額で課税される「均等割」、預貯金の利子等に課税される「利子割」、一定の上場株式等に課税される「配当割」、源泉徴収口座内の株式等の譲渡に課税される「株式等譲渡所得割」からなります。

このうち所得割と均等割については、1月1日時点での住所地の自治体に納めるもので、毎年6月ごろに市区町村から送付される納

税通知書により年4回（6、8、10、1月）に分けて納付します。

給与所得者については、給与を支払う事業主がその年の6月から翌年5月まで12回に分けて給与から天引きし、地方自治体に納める特別徴収制度が設けられています。以上から、正解は②です。

第2問

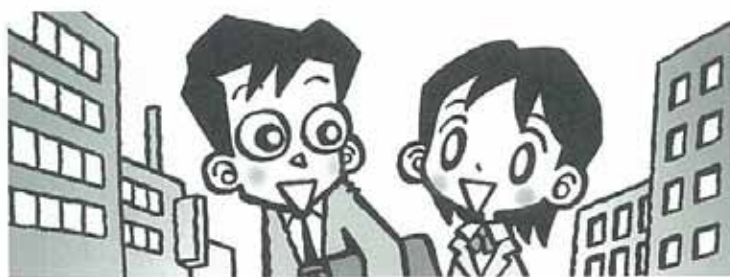
- 住民税の所得割の計算について述べた次の文章のうち、正しいものはどちらですか。
- ① 住民税の所得割は、当年の所得金額に対して課税される
 - ② 国税である所得税とほとんど同様の所得控除・税額控除の規定が設けられている

解説

住民税（所得割）の計算は、国税である所得税の計算方法とほとんど同じです。ただ大きく異なる点は、所得

●住民税の内訳

住民税の内訳	説明
所得割額	(前年の総所得金額等－所得控除額)×税率－税額控除額
均等割額	都道府県民税分(1,000円)+市区町村民税分(3,000円)
利子割額	利子所得については、一律5%の分離課税
配当割額	特定配当等の額×5% (平成21年3月までは3%)
株式等譲渡所得割	源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡による所得×5% (平成20年12月までは3%)



テーマ 住民税の仕組み

税が当年の所得について、年末調整または確定申告により精算するのに対して、住民税の所得割は前年の所得金額に対して課税される点です。

所得割の額は、次の算式により求められます。

・(前年の総所得金額等－所得控除額)×税率－税額控除額

まず前年の所得を、給与、利子、事業など、所得の発生別に10種類に分けて、それぞれ1年間の収入金額から必要経費等を差し引いて所得を求めます。住民税計算上の所得金額は、所得税計算上の所得金額と同じになります。

●住宅ローン控除は適用不可

所得控除額には、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寄付控除、基礎控除などがあります。

これらは所得税計算上の所得控除とほぼ同じですが、生命保険料控除の適用上限が7万円(所得税

の場合は10万円)であったり、一般の扶養控除が33万円(同38万円)であったりと控除額に若干の差異が見られます。

住民税の税額控除額には、配当控除、外国税額控除があります。

所得税にある住宅ローン控除は、原則として適用されません(ただし

第3問

住民税の税率と税額について述べた次の文章の中から、正しいものを1つ選んでください。

- ① 地方自治体への税源移譲により、住民税の負担が軽くなった
- ② 従来より定率減税が実施されていたが、平成20年以降に廃止となる
- ③ 理論上は、税源移譲前と後では、所得税と住民税の総額は変わらない

解説

マスコミ等でも多く取り上げられていますが、税源移譲とは、国から地方へ税源を移し替えることで、具体的には国の所得税を下げ、代わりに地方の住民税を引き上げることです。結果として、理論上は税源移譲によって、所得税と住民税の総額は変わりません。

し、平成11年から平成18年までの入居者については、地方への税源移譲に伴う所得税減少・住民税増加により、住民税からその増税分に見合う額を控除できる措置がある。以上から、正解は②となります。

平成19年度以降、所得割の住民税率は、一律10%(都道府県民税4%、市区町村民税6%)となりました。定率減税については、平成11年より実施されていましたが、平成19年以降廃止されています。以上から、正解は③となります。